

～本町への移住・定住を目的に土地・住宅の取得をお考えのみなさまへ～

住宅支援制度についてのお知らせ

住宅取得等支援補助金

※住宅取得等支援補助金制度は令和4年度より再度3ヶ年計画で行います。そのため転入者の基準日が変更となっております。

■制度概要■

本町が指定する区域内（用途地域内）に、土地を売買により購入した方で、土地購入年度を含め3年度以内に住宅を完成させ居住する予定のある方、中古住宅を購入し居住する予定のある方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

- ◎指定する区域・・・余市都市計画区域の用途地域内（別添の区域図をご覧ください。）
- ◎対象となる住宅・・・「建築基準法」その他関係法令に違反がない新築住宅、建売住宅および中古住宅
- ◎転入者 ・・・令和4年（2022年）4月1日以降に本町に転入し、転入日前1年間において町内に住所を有していなかった方
- ◎町内在住者 ・・・上記の「転入者」に該当しない方
- ◎子育て世帯 ・・・この制度による補助金交付申請日において、補助対象となる方が扶養する高校生以下の子が同居する世帯
- ◎町内施工業者 ・・・町内に本支店を有する業者および町内に住所を有する個人事業者

◎補助金額

（1）転入者が新築住宅を建築又は建売住宅を購入する場合

まほろば地区を除く 用途地域内		子育て世帯	町内施工業者による建築工事	合計
転入者基本額 30万円	土地購入価格の 10% (上限 20万円) を加算	子供1人は 25万円を加算 子供2人以上は 50万円を加算	50万円を加算	最大 <u>150万円</u>

まほろば地区		子育て世帯	町内施工業者による建築工事	合計
転入者基本額 50万円	土地購入価格の 10% (上限 50万円) を加算	子供1人は 25万円を加算 子供2人以上は 50万円を加算	50万円を加算	最大 <u>200万円</u>

（2）転入者が中古住宅を購入する場合

まほろば地区を除く 用途地域内	子育て世帯で、かつ町内施工業者による改修工事を行う	合計
転入者基本額 30万円	中古住宅の改修工事に要する費用が 50万円以上(消費税除く)である改修工事に限り、改修費の 20%で上限 40万円を加算	最大 <u>70万円</u>

まほろば地区	子育て世帯で、かつ町内施工業者による改修工事を行う	合計
転入者基本額 50万円	中古住宅の改修工事に要する費用が 50万円以上(消費税除く)である改修工事に限り、改修費の 20%で上限 40万円を加算	最大 <u>90万円</u>

（3）町内在住者が新築住宅を建築または建売住宅を購入する場合

まほろば地区	子育て世帯	町内施工業者による建築工事	合計
土地購入価格の 10% (上限 30万円)	子供1人は 10万円を加算 子供2人以上は 20万円を加算	50万円を加算	最大 <u>100万円</u>

■補助対象となる方■

補助対象者	指定する区域		新築住宅 又は 建売住宅	中古住宅 (改修工事含む)	子育て世帯	町内 施工業者
	まほろば地区を 除く用途地域内	まほろば地区				
転入者	○	○	○	○	○	○
町内在住者	×	○	○	×	○	○

本制度の対象となる方は以下の①から④のいずれかの要件を満たし、さらに⑤から⑨のすべての要件を満たす方です。

- ① 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに、指定する区域において売買により土地を購入し、3年度以内(土地を購入した年度を初年度とする)に新築住宅を建築する方
- ② 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに、指定する区域において売買により土地と建売住宅を同時に購入する方
- ③ 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに、指定する区域において売買により土地と中古住宅を同時に購入する転入者の方
- ④ 令和4年(2022年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までに、指定する区域において売買により土地と中古住宅を同時に購入し、さらに当該住宅の改修工事を行い、この制度による計画申込み日から1年以内に当該工事を完了する転入者の方
※上記①～④において、土地の所有権移転登記の受付日をもって土地の購入日とします。
- ⑤ 購入する土地に対して補助を受けていない方
※国土交通省で実施している「すまい給付金」等との併用は可能です。
- ⑥ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方
- ⑦ 交付申請時に補助対象住宅の所在地に住所を有し、すでに居住している方(転勤・単身赴任・入院などの理由により新築・購入した住宅に住所を移せない、又は住むことができないという方は事前にご相談下さい。)
- ⑧ 交付申請時に町税を滞納していない方
- ⑨ 補助対象住宅に引き続き5年以上居住することを誓約する方

■計画申込み(事前申込み) ■ ※補助金の交付申請をするための事前の申込みです。

申込み開始日・・・・・ 令和4年(2022年)4月1日(金)から

本制度の利用をご希望の方は、申込書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

中古住宅の改修工事を行う方は、工事前の写真等が必要になりますので、必ず工事開始前にご相談をお願いします。

■補助金交付申請 ■ ※すでに計画申込み(事前申込み)をされた方が、補助金の交付を受けるための申請手続きです。

計画申込み後、補助対象住宅の購入、工事が完了し、補助対象住宅の所在地に住所を有し居住された方は、速やかに申請書に必要事項を記入し、関係書類を添えてまちづくり計画課まで提出してください。

※計画申込みと補助金交付申請に必要な申請書類は、まちづくり計画課にあります。また、町HPからもダウンロードできます。

(URL <http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/izyuu-hp/jyutakushien/>)

■まとめ■

この制度は「計画申込み(事前申込み)」と「補助金交付申請」の二段階の手続きが必要となりますので、補助金の交付を希望される方は

①土地の購入(所有権移転登記)後に「計画申込み(事前申込み)」

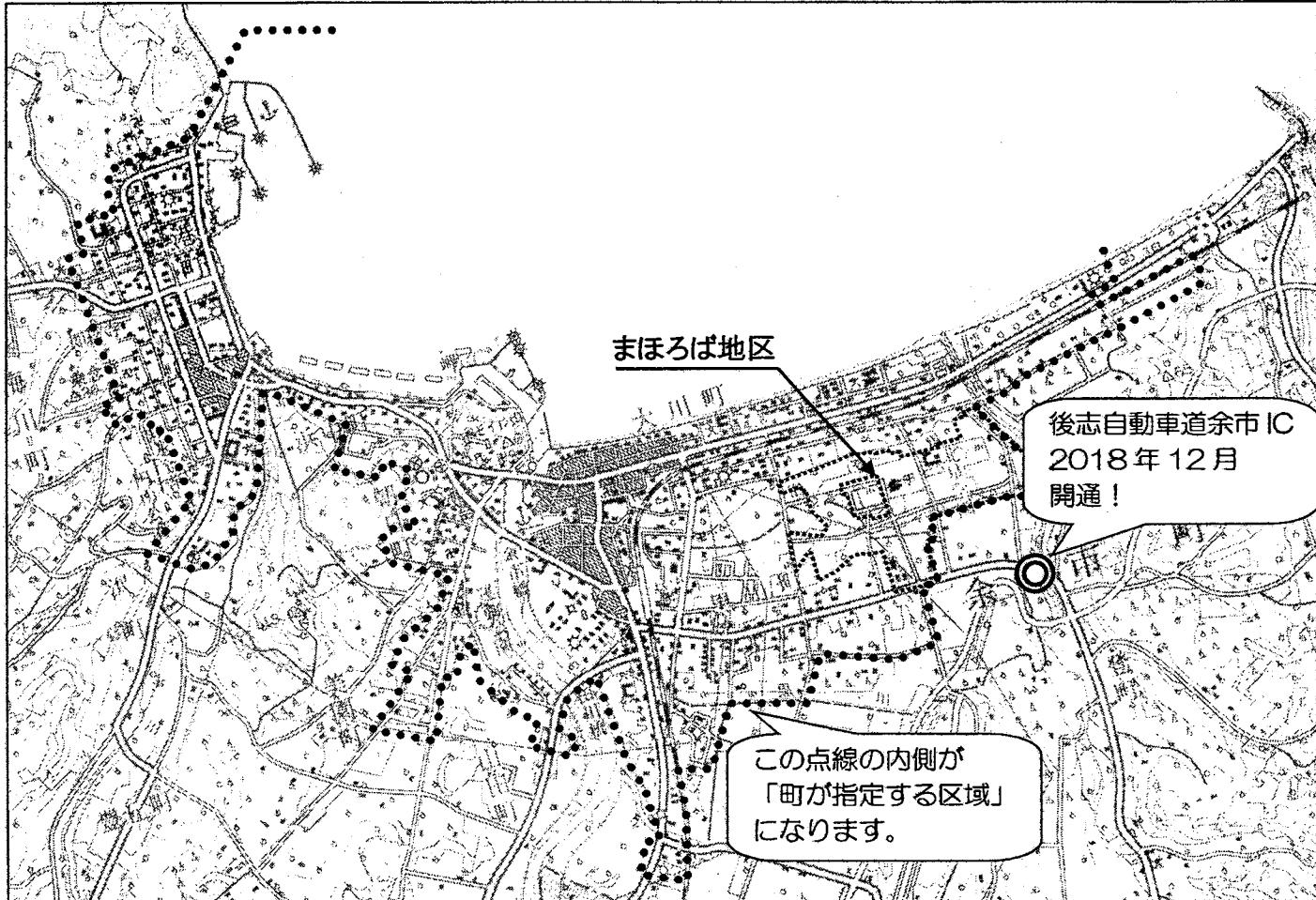


②補助対象住宅の所在地に住民票を移した後に「補助金交付申請」

の手続きをしてください。

住宅取得等支援補助金対象区域図面

- ① 点線の内側が「町が指定する区域」です。
- ② 図面は目安ですので、詳細は町HP内の用途地域図をご確認いただくか、「まちづくり計画課」へお問い合わせください。（☎ 0135-21-2124）
(URL <http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/machidukuri/toshikeikaku/keikaku-hanbai>)



■まほろば地区について■

まほろば地区とは、黒川町 17 丁目、18 丁目、19 丁目、20 丁目の地区の一部において行なわれた「土地区画整理事業」により生まれた、新興住宅街です。区画整理によって、地区内には幅広の道路の他、大小の公園、上下水道などのライフラインが整備されています。

地区内には病院施設、老人ホーム等の福祉施設が存在しており、また地区から約 1.5 km の位置には、複数の大規模商業施設が展開していることに加え、2018 年 12 月に地区から約 1.3 km の位置に高速道路後志自動車道の余市 IC が開通したこと、余市町の中でも特に生活利便性に優れた立地となっています。

まほろば地区内の土地や地区周辺の環境などについて、詳しい情報が知りたい方は、町が出資している第3セクターである「株まほろば宅地管理公社」までお問い合わせください。

（☎ 0135-21-4455）

（公社ホームページ <http://yoichi-kukaku.or.jp>）

補助金の申請受付について

■受付場所■ 余市町役場庁舎1階 建設水道部 まちづくり計画課

■令和4年（2022年）度受付開始日■

住宅取得等支援補助金（事前申込み期間）

令和4年（2022年）4月1日（金）から
受付けます

（※ただし、土曜・日曜・祝日は除きます）

■受付時間■ 午前8時45分から午後5時15分まで

制度の利用についてご不明な点は、下記の問合せ先までご連絡ください。また、町HPにも概要を掲載していますのでご覧ください。（申請書類のダウンロードもできます。）

【問合せ先】

まちづくり計画課 まちづくり建築グループ ☎ 0135-21-2124（直通）
町ホームページ <http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/sangyou/izyuu-hp/jyutakushien/>

■よくある質問■

Q1. 親族の土地などを譲ってもらって住宅を建てる場合は補助対象になりますか？

A1. 補助対象にはなりません。本制度の補助対象となるのは、土地を売買によって取得した場合のみです。

同じ理由で、元から持っていた土地に家を建てる場合も補助対象にはなりません。

なお、購入相手が親族であっても、売買によって土地を取得した場合は補助対象となります。

Q2. 計画申込みをした後に子どもが生まれましたが、子育て世帯として扱われますか？

A2. 交付申請を行った日の時点での世帯構成を基準とするので、子育て世帯扱いとなります。
逆に交付申請日以降に子どもが生れた場合は、子育て世帯としては扱われません。

Q3. 町内で賃貸住宅などに一度入居してから住宅を建てる場合でも転入者として扱われますか？

A3. 令和4年（2022年）4月1日以降に町外から余市町内に住所を移していくれば、賃貸住宅などに入居していても転入者として扱われます。

Q4. 家族が住む家を建てましたが、単身赴任中で自分はまだ住めません。補助対象になりますか？

A4. 補助対象住宅に申請者自身が住むことができない場合でも、入院や転勤、単身赴任などのやむを得ない事情による場合は補助対象となる場合があります。事前に判断が必要なため、お早めに役場までご相談ください。